

北区男女共同参画行動計画
第5次アゼリアプラン

事業実績報告書

【平成30年度】

令和元年9月

東京都北区

目次

第1章 アゼリアプラン実績報告の概要

1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要	2
（1）計画の性格	3
（2）計画の進捗評価	3
（3）計画がめざす目標	3
（4）計画の体系	4
2. 平成30年度における重点取組内容	6
3. 評価の進め方	7

第2章 アゼリアプランの進捗評価と今後の取組

1. 平成30年度事業の進捗評価	
（1）北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価	12
（2）課題別評価	14
（3）課題ごとの数値目標一覧	18
（4）事業実績及び評価一覧（重点取組含む）	19
（5）男女共同参画配慮度チェック	33
2. 令和元年度における重点取組内容	42

第3章 男女共同参画苦情解決委員会の状況

1. 平成30年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況	44
2. 平成30年度北区男女共同参画苦情解決委員会の開催状況	44

■参考資料

・東京都北区男女共同参画条例	46
----------------------	----

(白 紙)

第1章 アゼリアプラン実績報告の概要

1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要
 - （1）計画の性格
 - （2）計画の進捗評価
 - （3）計画がめざす目標
 - （4）計画の体系
2. 平成30年度における重点取組内容
3. 評価の進め方

第1章 アゼリアプラン実績報告の概要

1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

北区では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定してきました。

そして、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けての基盤整備を行いました。また、平成26年度に第5次アゼリアプラン（平成27年度～平成31年度）を策定しました。

このアゼリアプランの実効性を高めるために計画の評価システムを導入し、現在、その推進に取り組んでいるところです。

（7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

(1) 計画の性格

- (1) この計画は、平成27年度から平成31年度までに取り組む「北区男女共同参画行動計画」(第5次アゼリアプラン)です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけられます。
- (5) この計画の目標1中、課題1「配偶者暴力の防止と被害者支援」は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「北区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」として位置づけられます。
- (6) 平成29年度第5次アゼリアプラン中間の見直しにより、この計画の目標2中、課題3「働く場における男女共同参画の推進」の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に定められた「市町村女性活躍推進計画」に該当するものとして、事業単位に女性活躍推進計画に係る事業である旨の表示を行い、「北区女性活躍推進計画」と位置づけられます。

(2) 計画の進捗評価

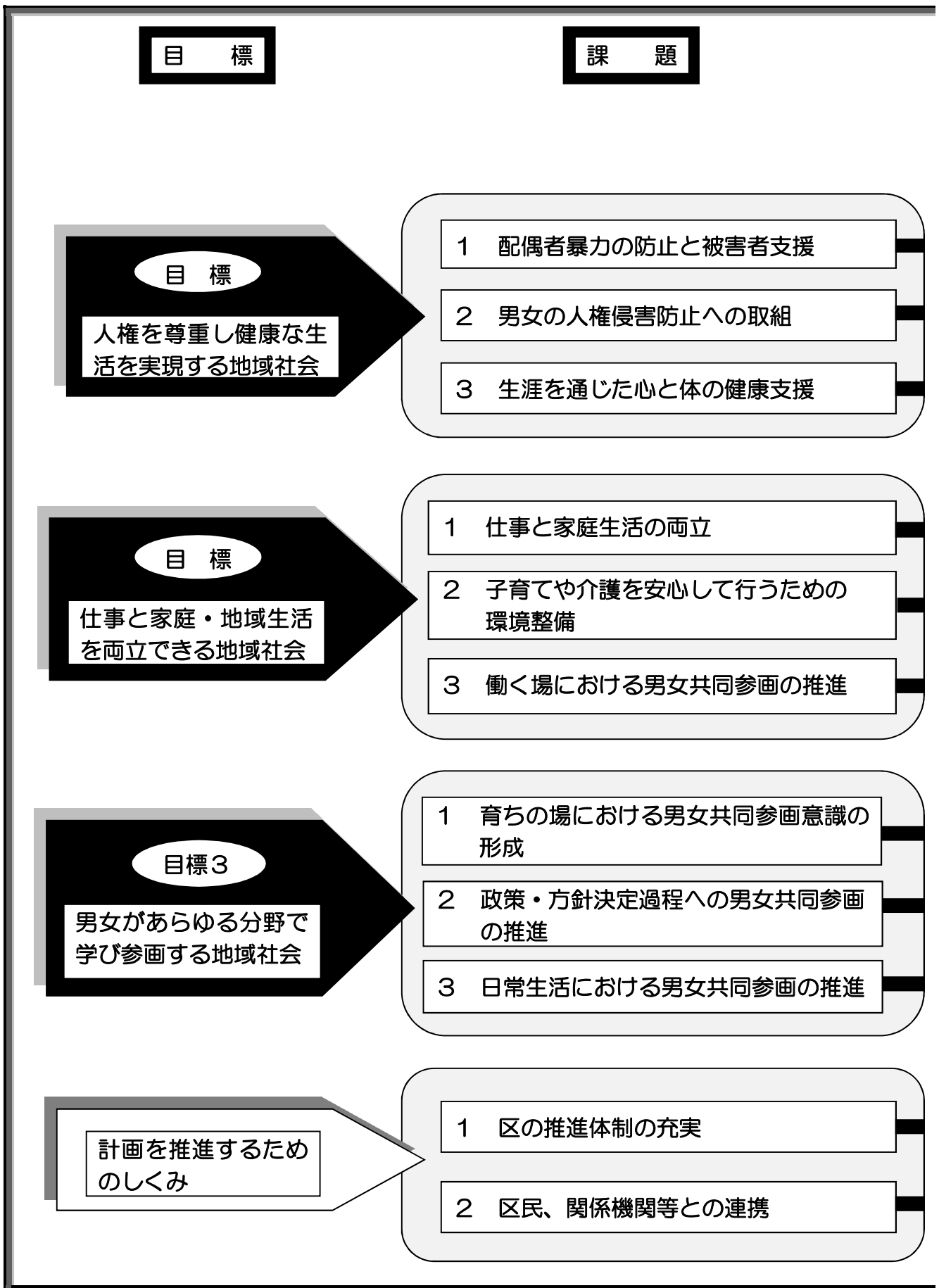
この計画は、毎年、多様性社会推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

(3) 計画がめざす目標

この計画では、条例の基本理念に基づき、地域社会の姿の目標として3つの目標を掲げ、その実現をめざします。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会

(4) 計画の体系



施策の方向

■配偶者暴力の未然防止 ■配偶者暴力の早期発見の推進
■相談体制の充実 ■被害者支援の充実

■虐待防止への取組 ■人権意識の向上

■妊娠・出産期に関わる支援 ■健康づくりへの支援
■互いの性を尊重した健康づくりの推進

■企業等への働きかけと支援 ■男女がともに担う家庭生活
■ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

■子育て支援の充実 ■多様な保育サービスの提供
■介護をサポートするしくみづくり

■女性の就労・起業支援 ■女性の活躍促進の働きかけ
■セクハラ・パワハラ等の防止

■学校等における男女共同参画意識の形成 ■家庭における男女共同
参画意識の形成 ■地域における男女共同参画意識の形成

■政策・方針決定の場への参画促進
■管理・監督者への登用と職域の拡大

■男女がともに自立し生活するための支援
■多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

■職員の意識啓発 ■計画の進捗管理 ■拠点施設の機能強化

■区民・関係機関等との連携

2. 平成30年度における重点取組内容

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題	取組み	内容
1 配偶者暴力の防止と被害者支援	若年層に対する暴力防止等に関する意識啓発	子どもたちが新たな加害者・被害者にならないように、小学生・中学生及び高校生等の若年層を対象に「デートDV(交際相手間の暴力)」並びにJKビジネス・アダルトビデオ出演強要等被害防止に関する啓発を講座やパンフレット等で行います。また、学校教育においても同様に啓発に努めます。
2 男女の人権侵害防止への取組	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。
3 生涯を通じた心と体の健康支援	情報提供と男性の理解促進	妊産婦に対し、出産前後の不安解消のために、保健医療に関する情報を提供するとともに、父親となる男性を対象に、講座や冊子等により男性の育児に関する取組を支援します。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課題	取組み	内容
1 仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内中小企業等を顕彰し、企業等の取組事例等を広くPRを行うとともに、融資斡旋や推進費用の補助、契約制度の優遇措置等の支援を行います。また、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等をサポートします。
2 子育てや介護を安心して行うための環境整備	子どもの貧困対策	子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長・自立できるよう、「子どもの育ち、学びを支える」、「ライフステージに応じた相談・支援」、「地域全体で見守り、ささえる」の3つの柱に基づき、子どもの状況に寄り添った学習支援や居場所づくり、また貧困に対する理解促進など、種々の子どもの貧困に関する対策に取り組みます。
3 働く場における男女共同参画の推進	女性活躍の推進	女性一人ひとりがライフステージに合わせ、自らの能力を十分に発揮し、社会でさらに活躍するために、キャリアアップや活躍の場の1つとしての起業、また再就職準備、育児・介護等による休業者の離職防止を含め職場復帰等についての知識・情報等を提供します。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課題	取組み	内容
1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	家庭で育む男女共同参画の意識啓発	「家庭教育学級」や「家族ふれあいの日」の行事を通して、子どもと向き合い、心を育む大切さなどの家庭教育の推進とともに男女共同啓発パンフレット及び情報誌の配布、また講座等により家庭での男女共同参画についての意識啓発を図ります。
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進	区では、基本計画をはじめとして行政目標達成のため、各所属においても行動計画を策定しています。それら計画策定の過程において、男女の双方の意見や視点が等しく反映されるように努めます。また、とりわけ、災害・復興時に関する計画の策定や施策の実施に関しては、女性の視点や人権に十分に配慮します。
3 日常生活における男女共同参画の推進	国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進	多文化共生社会の実現に向けて、急増する区内在住の外国人を対象に交流事業を実施するほか、講座、情報誌等により、多文化等への理解促進を図り、ネットワークの拡充を促します。

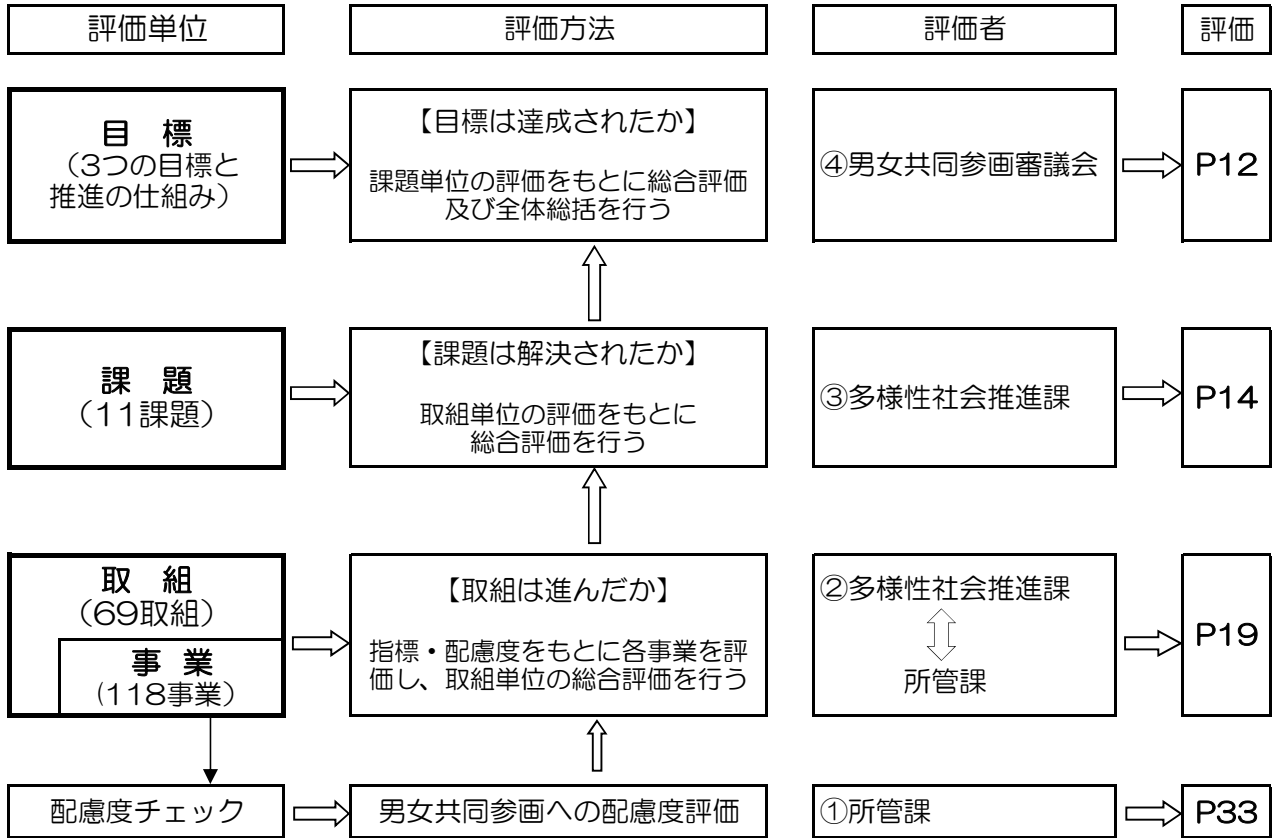
計画を推進するためのしくみ

課題	取組み	内容
1 区の推進体制の充実	職員研修の充実	区職員が日常業務の中で、男女共同参画意識を持って、業務を遂行することが重要であるため、職員研修の充実を図ります。
2 区民・関係機関等との連携	大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	大学や各分野における関係機関や地域団体等との連携を強化し、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組みます。

3. 評価の進め方

(1) 評価の流れ

評価は、取組・課題・目標の各段階において、所管課・多様性社会推進課・男女共同参画審議会が実施しました。（下表のとおり）



- ① 所管課では、アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況を測るのに適した事業について、チェックリストを使用して、配慮度による評価を行いました。
- ② 多様性社会推進課では、各取組について各課に調査票の作成を依頼し、男女共同参画の視点から評価を行います。評価結果は各課にフィードバックし、必要に応じヒアリング等を実施し、調整を行いました。
- ③ 多様性社会推進課では、取組単位評価を総合して、各課題単位の評価を行い、男女共同参画審議会に報告しました。
- ④ 男女共同参画審議会は、課題単位の評価をもとに、目標単位での評価及び全体の進捗状況の総合評価を行い、結果を男女共同参画推進本部に報告します。

(2) 評価方法及び基準

区の実施した事業について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものです。評価は取組に対応する各事業ごとに行い、取組単位の評価を決定する上での判断基準とします。

<事業単位の評価方法>

- ①各課の事業についての評価は1表、多様性社会推進課の事業についての評価は2表を使用
- ②各事業についての評価項目の状況をチェックし、その点数を集計し、評価段階を決定

評価方法 ①A～Cの配点＝A(十分等) 25点、B(要工夫等) 13点、C(不十分等) 0点

②各評価項目の配点の合計により、評価段階が決まります

(評価項目が4項目の場合) 81～100点＝A 51～80点＝B 0～50点＝C

(評価項目が3項目の場合) 61～75点＝A 38～60点＝B 0～37点＝C

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮	<input type="checkbox"/>	ある程度配慮	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
小計	点		点		点	
合計					点	



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている。
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる。
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

【2表：多様性社会推進課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
区民ニーズの把握	事業に反映	<input type="checkbox"/>	ニーズ把握のみ	<input type="checkbox"/>	把握していない	<input type="checkbox"/>
小計	点		点		点	
合計					点	



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている。
B	実施されているが、更に充実が求められる。
C	実施されているが、十分でない。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

<取組単位の評価方法>

区の実施した取組について、男女共同参画の視点から進捗状況に対して評価を行うものです。各事業の評価を総合して、取組単位の評価を決定します。

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、更に充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能

<課題単位評価基準>

各課題単位に、取組単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものです。評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定します。ただし、取組の重要性等を加味して段階を変更することも可能とします。

【計算方法】 A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイントとし、次の計算式により算出する。
(各取組のポイント合計) ÷ (評価Aから評価Dまでの取組の数)

評点	評価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取り組みが不十分である	60ポイント未満

<目標の評価方法>

男女共同参画審議会が、課題単位の評価及び重点取組等の内容について精査等を行うと共に全体的な進捗状況を踏まえ、目標単位の総合評価を行います。

男女共同参画に対する配慮度チェックリスト

取り組み
事業名
所管課

項目番号	項目内容	企画・立案段階			実施段階		
		できた	できなかった	非該当	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案・実施にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点から盛り込まれるようにした。 (例) 女性（男性）の多い実行委員会形式のイベント開催において、男性（女性）の参加を促すためにイベントを休みの日に開催した。 平日会社などに勤めている男性（女性）の参加を促すためにイベントを休みの日に開催した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2	男性の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。 (例) 男性向けの講座を保留付きで実施した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3	女性・男性双方が参加または利用しやすいよう工夫した。 (例) イベントの開催にめいり、勤務者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすいよう開催日・時間・保育サービス等に配慮した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。 (例) 変遷・年月を添えるイラストは男女両方を描くようにした。 <取組み具体例・そのほか配慮した点>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

項目番号	項目内容	実施段階			結果		
		できた	できなかった	非該当	できた	できなかった	非該当
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いづれに対しても同様の態度で対応するようにした。 (例) 子育ての講座を開催する際、母親だけではなく父親も対象であることを口頭・チラシ等で明確にした。 <取組み具体例・そのほか配慮した点>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
6	性に関する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。 (例) 健康相談において、女性の相談を受ける際に女性の相談員が雇いられるように体制を整えた。 <取組み具体例・そのほか配慮した点>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。 (例) 職業能力開発の講座を開催したが、男性向けの内容が多かったため、別途女性向けの講座も開催した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。 (例) 健康相談の件数、助成制度の利用者、講座の参加者アンケート <男女別に把握したデータ>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。 (例) ワークショップにてグループリーダーを選出する際、女性も選出されるよう働きかけをした。 <取組み具体例・そのほか配慮した点>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

【評価】

男女共同参画に配慮した項目の割合	男女共同参画配慮度への評価
配慮した数 ÷ (9 - 非該当数)	十分に配慮した
2/3超	ある程度の配慮をした
1/3超2/3以下	配慮が不十分だった
1/3以下	

第2章 アゼリアプランの進捗評価と今後の取組

1. 平成30年度事業の進捗評価

(1) 北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価

(2) 課題別評価

(3) 課題ごとの数値目標一覧

(4) 事業実績及び評価一覧（重点取組含む）

(5) 男女共同参画配慮度チェック

2. 令和元年度における重点取組内容

1. 平成30年度事業の進捗評価

(1) 北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題1 配偶者暴力の防止と被害者支援」について、若年層に対する意識啓発や相談業務における関係機関との連携を強化するなど、おおむね進捗している。
- ・「課題2 男女の人権侵害防止への取組」について、虐待防止に関わる関係機関の連携を強化し、虐待防止への取組を推進するとともに、人権にかかわる意識啓発につとめており、おおむね進捗している。
- ・「課題3 生涯を通じた心と体の健康支援」について、各種健診や相談業務、啓発事業により妊娠・出産期にかかわる支援、健康づくりへの支援、相互の性を尊重した健康づくりの推進を図り、おおむね進捗している。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題1 仕事と家庭生活の両立」について、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援としてアドバイザーの派遣件数、認定企業数については昨年度を下回っているため、引き続き広報活動を強化する必要がある。
- ・「課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備」について、多様な保育サービスの提供や子育て家庭への支援、子どもの貧困対策に向けた事業を実施するなど、おおむね進捗しているが、区民ニーズ・子育て世代の意識等の動向を見据えたサービスの充実に努められたい。
- ・「課題3 働く場における男女共同参画の推進」については、女性の活躍推進に向けた就労支援やキャリアアップ支援のための多様な講座が実施され、ほとんどの講座で定員に近い応募があり、おおむね進捗している。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

- ・「課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成」については、町会・自治会等の地域団体への取り組み促進の成果は十分とはいえない状況がみられるものの、教職員等への人権研修の充実が図られ、また子どもに対する教育現場での相談対応を行うなど、おおむね進捗している。
- ・「課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」については、普及啓発や女性委員登用への呼びかけを行っているものの、審議会等の女性委員の比率が低い状況であることを踏まえ、啓発機会の拡大や事業内容の充実など、より一層の取り組みが必要である。また、町会・自治会等に対する啓発については、事業参加を促す積極的な働きかけを含めた工夫が必要である。
- ・「課題3 日常生活における男女共同参画の推進」は、男女がともに自立し生活するための支援を行っているが、事業の周知方法や実施内容に更なる工夫を凝らして男性の参加を促進することが必要である。

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を展開します。

<総合評価>

●目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

- ・「課題1 区の推進体制の充実」については、職員研修の実施や計画の進捗管理など、着実に取り組んでいるものの、スペースゆうを男女共同参画を推進する拠点施設としてのさらなる機能強化を図るため、より一層の取り組みが必要である。
- ・「課題2 区民、関係機関等との連携」については、大学をはじめとする関係団体と協働で事業を実施するなど、おおむね進捗している。

(2) 課題別評価

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

【課題1 配偶者暴力の防止と被害者支援】 評価 A

○ 取組状況の概要

平成30年度の重点取組であった「若年層に対する啓発」は、中学生・高校生を対象とした「デートDV出前講座」を区内4校で実施したが、生徒のアンケート結果から一定の成果が認められた。そのほか、DVの被害者に対する相談体制や支援については、関係機関と連携した上で継続して行うことができた。

○ 課題

DV防止については、講座や情報誌等による継続的な啓発が必要であるが、より多くの人へ周知し、講座への参加を得るには、なお一層の工夫が求められる。

【課題2 男女の人権侵害防止への取組】 評価 A

○ 取組状況の概要

「虐待防止への取組み」について、高齢者・障がい者・児童といった社会的弱者への対応については従前より実施しており、意識啓発としての職員に対する研修も継続して行っている。パートナーシップ事業で性暴力やLGBT等に関する講座を実施しており、一定の成果が認められた。

○ 課題

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、多様性を尊重した人権意識の啓発は重要課題である。第6次アゼリアプラン策定に向け、更に取組を推進していく必要がある

【課題3 生涯を通じた心と体の健康支援】 評価 A

○ 取組状況の概要

「妊娠・出産期に関わる支援」は継続的に実施してきているところであるが、女性のみならず男性に対しても講座や情報誌等により、育児に関する情報を提供し、妊娠・出産期における女性特有の体調の変化について情報を提供することができた。

○ 課題

「健康づくりへの支援」について、女性のみならず、男性に対しても講座や情報誌等により提供する必要がある。また、「生涯を通じた健康づくりへの支援」を切れ目なく行っていくことが重要である。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

【課題1 仕事と家庭生活の両立】 評価 A

○ 取組状況の概要

「ワーク・ライフ・バランス推進企業」については2社認定し、情報誌等による取組みの紹介を行ったほか、スペースゆう内に紹介パネルを掲示した。そのほか、「男性の子育て・家事協働支援」として、子ども未来課と共催で「パパ応援プロジェクト事業」を実施した。

○ 課題

平成30年度は、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に応募する企業及びアドバイザー派遣を希望する企業の件数が、平成29年度に比べて減少した。これまでも、区内企業への事業に関する情報提供を様々な機会を捉えて行っているが、新たに労働分野の関係機関と連携して周知するなど、引き続きワーク・ライフ・バランスに取組む企業の優位性などの情報を提供していくことが必要である。

【課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備】 評価 A

○ 取組状況の概要

平成29年度末の第5次アゼリアプラン中間の見直しでは、「子どもの貧困対策」を新たな取組に掲げ平成30年度の重点取組としており、様々な支援事業を通じて子どもに寄り添った施策を実施した。また「保育サービスの充実」では、待機児童解消のため私立保育園の誘致など引き続き保育サービスの充実を図っている。

○ 課題

「子育て支援の充実」については継続的に事業を推進しているものの、個々の事業によっては課題が見られる。引き続き、区民ニーズや意識の動向を見据えた支援の充実を図ることが必要である。

【課題3 働く場における男女共同参画の推進】 評価 A

○ 取組状況の概要

「女性の活躍推進に向けた働きかけ」については、就労支援やキャリアアップ支援の各種講座において、ほとんどの講座で定員を満たす応募があり、受講者アンケートからも女性の自己実現に向けた意識の高さをうかがうことができた。また、各種「ハラスメント防止」に係る研修や啓発活動についても取り組んでいる。

○ 課題

企業等の従事者・雇用主に対して広く啓発するため、産業振興課や他の労働関係団体との連携が重要である。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

【課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成】 評価 A

○ 取組状況の概要

「男女共同参画意識の形成」は、学校や家庭における意識啓発や適切な情報提供は行われており、学校では教職員等への人権教育研修を実施するとともに、児童向けにはパンフレット等による啓発や相談体制の充実を図っている。家庭に向けては、平成30年度の重点取組とした「家庭教育学級」について、親や子どもを対象とした事業を継続して実施している。

○ 課題

町会・自治会等の地域団体への啓発については、講座メニューの充実や周知方法を改善するなど、出前講座等の受講を促す方策等を工夫して、より多くの実施の機会を増やす必要がある。

【課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進】 評価 B-

○ 取組状況の概要

講座や情報誌での啓発や審議会への女性委員登用への呼びかけを行っているものの、審議会委員の女性の比率が低い状況である。また、出前講座が未実施であり、町会・自治会、PTA当地域団体のリーダーへの働きかけが進んでいないため、全体の評価を「B-」とした。

○ 課題

「防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進」については、近年発生した災害の状況を受けて、防災計画に男女共同参画の視点を踏まえたものとなっているが、今後は実際に災害時に避難所運営に携わる町会・自治会等の地域団体向けの講座等を実施するなど情報を行政と共有していく必要がある。

また、町会・自治会等の地域団体への啓発については、課題1と同様に出席講座等の受講を促す方策等を工夫して、より多くの実施の機会を増やす必要がある。

【課題3 日常生活における男女共同参画の推進】 評価 A

○ 取組状況の概要

「男女がともに自立し生活するための支援」については、意識啓発のための情報提供や講座を実施した。「男女共同参画活動を推進する団体との交流及び支援」については、一定の実績を積むことができた。なお、平成30年度の重点事業である「多様な区民の理解とネットワークの拡大」については、団体と協働し、LGBT等に関連する事業を実施した。

○ 課題

「地域活動への参加促進」について、様々な団体が活動を行っているが、その大半が女性となっている。一方、男性向けの講座として「家族介護のあり方」に関する講座を、社

会人が参加しやすい平日の夜間に設定したが、参加者は少数にとどまっている。今後も引き続き、講座内容の充実のほか、周知・広報の工夫により、男性が事業に関心を寄せて参加意欲を高める工夫が必要である。

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を展開します。

【課題1 区の推進体制の充実】 評価 B+

○ 取組状況の概要

「職員の意識啓発」については、男女共同参画に関する意識意向調査や多様な性について考える研修を実施しており、また第6次アゼリアプランの策定に向けて、区民や企業経営者、町会・自治会役員、中学2年生を対象とした男女共同参画に関する「区民意識意向調査」を実施している。

「拠点施設の機能強化」については、スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）において、様々な講座を実施するとともに、リーフレット等での周知・活用促進を図った。

○ 課題

区民意識意向調査において、男女共同参画条例やスペースゆうの認知度が低いという調査結果から、課題別評価としては「B+」とした。審議会からの提言を踏まえ、第6次アゼリアプラン策定に向け各施策・事業の拡充とともに、スペースゆうの情報発信機能の強化に努める必要がある。

【課題2 区民、関係機関等との連携】 評価 A

○ 取組状況の概要

「区民、関係機関等との連携」では、東京家政大学やお茶の水女子大学等の大学、関係機関等の連携を通じて事業を実施し、チラシやパンフレット等を通じた啓発を図った。

○ 課題

「区民等との協働事業の推進」について、男女共同参画週間事業などに多くの区民の参画・協力を得ることを目的として地域スタッフがいるが、今後の体制について検討が必要である。

(3) 課題ごとの数値目標一覧

目標	課題	指標	策定時の数値 (26年度)	計画期間中の 目標値	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度 (元年度)	
1	1	配偶者暴力の防止と被害者支援	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・北区男女共同参画センターなど公共機関に相談した人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 11.3%	平成30年度 40%	—	—	—	12.1%	—
	2	男女の人権侵害防止への取組	メディアにおける性・暴力表現について、問題があると思っている人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 64.1%	平成30年度 50%	—	—	—	65.9%	—
	3	生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 男性85.3% 女性79.1%	平成30年度 男女とも 100%に 近づける	—	—	—	平成30年度 男性89.6% 女性82.5%	—
2	1	仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業所数	平成26年度 12社	平成31年度 40社	8社	9社	11社	※	※
	2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区子ども・子育て支援計画2015）	平成26年 4月1日 6,422人	平成31年 4月1日 9,428人	6,627 人	7,062 人	7,887 人	8,940 人	—
	3	働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 69.4%	平成30年度 80%	—	—	—	66.0%	—
3	1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 42.7%	平成30年度 60%	—	—	—	66.8%	—
	2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成26年度 28.1%	平成31年度 40%	27.6%	27.8%	27.7%	26.3%	—
	3	日常生活における男女共同参画の推進	北区男女共同参画条例、北区男女共同参画センターの認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 条例17.0% センター 20.4%	平成30年度 条例50% センター 50%	—	—	—	条例13.8% スペースゆう 18.3%	—

※「とうきょう次世代サポート企業」については、平成30年3月をもって新規登録を停止している。新規事業として「家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度」を開始している。（0社）

(4) 事業実績及び評価一覧 (重点取組含む)

【各欄の見方】

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組(網かけ=重点)	取組単位評価	事業番号	事業名	実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課
人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	配偶者暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力の未然防止	1	配偶者暴力の防止に関する啓発	A	1	DV防止区民啓発講座		B	十分配慮	男女いきいき推進課
							パンフレットや情報誌による啓発		A	○	男女いきいき推進課
							若年層へ向けた啓発(デートDV講座)		A	—	男女いきいき推進課
							JKビジネス問題等に関する意識啓発		D	/	男女いきいき推進課

第5次アゼリアプラン目標

第5次アゼリアプラン課題

平成30年度
事業実績

第5次アゼリアプラン施策の
方向・取組・個別事業

- ①各取組の中から1~2事業を選定している
- ・年度ごとの重点取組に該当する事業
 - ・プランの数値目標達成に直接的に影響する事業
 - ・継続性が見込まれる事業
- ②上記以外の事業は斜線(/)としている

- 平成30年度事業単位の
男女共同参画配慮度
- ・十分配慮
 - ・○・・・5項目以上非該当
 - ・—・・・配慮度チェック未実施
 - ・/・・・配慮度チェック対象外

〈事業単位の評価方法〉

【各課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

【男女いきいき推進課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組(網かけ二重点)	取組評価単位	事業番号	事業名(網かけ二重点)	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課(30年度)			
1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	1 配偶者暴力の防止と被害者支援 ※「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等」の基本的計画」として位置づけられます。	配偶者暴力の未然防止 配偶者暴力の早期発見の推進	1	配偶者暴力の防止に関する啓発	A	1	DV防止啓発講座	DV理解基礎「大切な人を守るために～DV被害を受けた母子への理解と支援～」を実施。参加者7名 北区ハープリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・文化センター等の女性用トイレに設置している。また、北区コミュニティバス2台に「北区ハープリボンシンボルマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。	B	十分配慮	男女いさいきき推進課			
			2	若年層に対する暴力防止に関する意識啓発	A	3	若年層へ向けた啓発(デートDV講座)	3	出前講座「デートDVについて」を中学校3校、高校1校で実施。受講者計735名	A	十分配慮	男女いさいきき推進課		
			3	関係機関との連携	A	4	JKビジネス問題等に関する意識啓発	4	啓発講座「漂流する少女たち～JKビジネスの罠～」を実施。参加者 35名	A	十分配慮	男女いさいきき推進課		
			4	相談窓口の周知	A	5	配偶者からの暴力防止連絡協議会	5	「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催	A	十分配慮	男女いさいきき推進課		
			5	相談事業の充実	A	6	相談窓口や情報提供の場や機会の充実	6	相談窓口や情報提供の場や機会の充実	ここで生き方・DV相談及び女性のための法律相談を実施。北区ハープリボンシンボルマークを付したDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・図書館・文化センター等の女性用トイレに設置している。DV相談案内カードやリーフレットを主催講座や学校行事等に配布し、PRに努めた。	A	十分配慮	男女いさいきき推進課	
			6	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	A	7	母子・父子、婦人相談	7	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数 1,401名	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数 1,401名	A	十分配慮	生活福祉課	
			7	安全確保のための支援体制の整備	A	8	母子緊急一時保護事業	8	母子緊急一時保護事業	問題や悩み、またDV被害についての相談に対し相談員が問題解決に向けての支援等を行った。相談件数 延べ650名(うち男性相談19件)。	A	十分配慮	男女いさいきき推進課	
			8	被害者支援の充実	B	9	自立支援の充実	9	法律相談	女性弁護士による女性のための法律相談を実施。相談件数70件			男女いさいきき推進課	
						10	配偶者暴力相談支援センターの運営の充実	A	10	配偶者暴力相談支援センターの運営の充実	平成28年4月1日より、配偶者暴力相談支援センターを設置。「北区専用ダイヤル」を開設した。	A	十分配慮	男女いさいきき推進課
						11	安全確保のための支援体制の整備	A	11	母子緊急一時保護事業	一時保護件数21件、緊急一時保護ホテル泊留費助成0件	A	O	生活福祉課
						12			12	母子・父子、婦人相談(再掲)	4-6参照			生活福祉課
						13			13	ここで生き方・DV相談及び法律相談(再掲)	5-8参照			男女いさいきき推進課
						14			14	ここで生き方・DV相談(グループミーティング)	専門相談員同席のもとグループカウンセリング実施。参加者 延べ36名			男女いさいきき推進課
						15			15	DV被害者同行支援事業	平成23年7月より、DV被害者の負担軽減と手続きの円滑を図るため、同行支援事業を開始した	B	十分配慮	男女いさいきき推進課
						16			16	行政関係機関・警察等との連携強化	行政関係機関・警察等と会議を行い、DV被害者の現状を把握し連携を強化した。	A	十分配慮	男女いさいきき推進課

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組（網かけ＝重点）	取組評価単位	事業番号	事業名（網かけ＝重点）	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課（30年度）	
(1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会)	2 男女の人権侵害防止への取組	虐待防止への取組	10	早期発見等と関係機関の連携強化	A	17	人権相談	平成30年度（毎月第4火曜日）7件 人権特設相談所の開設（平成30年6月1日）3件 1地域包括支援センターに寄せられた虐待相談件数2,300件	/	/	広域課 総務課	
						18	高齢者虐待防止対策の推進	自立支援協議会権利擁護部会4回開催、 障害者虐待防止PT会議の開催3回 虐待相談受付件数17件 障害者虐待対応ワークショップ連絡会の開催12回	B	十分配慮	高齢福祉課	
						19	障害者虐待防止対策の推進		B	十分配慮	障害福祉課	
						20	児童虐待防止対策の推進		A	十分配慮	子ども家庭支援センター	
						21	高齢者虐待防止センターところの相談室			B	十分配慮	高齢福祉課
						22	子育て相談事業（再掲）			/	/	子ども未来課
						23	子どもの発達相談（再掲）			/	/	子ども家庭支援センター
						24	職員に対する研修			/	/	高齢福祉課
						25	職員に対する研修			/	/	障害福祉課
						26	職員に対する研修			/	/	子ども家庭支援センター
						27	児童虐待防止啓発事業（ヘアレントトレーニング）			A	十分配慮	子ども家庭支援センター
						28	メディアリテラシーの理解促進啓発			B	-	男女いきいき生涯課
						29	メディアリテラシーの育成			/	/	教育指導課
						30	情報教育担当者連絡会の開催			A	十分配慮	教育指導課
						31	あらゆる人々の人権の理解促進			A	十分配慮	総務課 男女いきいき生涯課
						32	多様性を尊重した人権意識の啓発			B	十分配慮	男女いきいき生涯課
						33	北区男女共同参画条例・第5次アジェンダの周知			A	十分配慮	男女いきいき生涯課

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組(網かけ=重点)	取組単 位	事業番号	事業名(網かけ=重点)	事業実績	評価	男女共同 参画配慮度	所管課 (30年度)
(1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会)	3 生涯を通じた心と体の健康支援	妊娠・出産期に関わる支援	14	母子保健事業の推進	A	34	妊産婦健診事業	①妊婦健康診査受診者数 38,014名 ②里帰り出産妊婦健康診査等助成金 787件 ③妊婦健康診査受診者数 2,803名 ④妊婦産科健康診査受診者数 536名	A	O	健康推進課
						35	妊産婦保健相談事業(妊産婦訪問指導)	保健師および助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。 妊婦39名、産婦2,751名、新生児および乳児2,738名	A	O	健康推進課
						36	妊産婦保健相談事業(はびママ・たまご面接)	すべての妊婦を初産に母子手帳交付時、保健師等が面接を実施し、妊娠前から子育て期にわたるニーズを把握したうえで、妊婦とともにセルフプランを作成する。面接者数2,406名		O	健康推進課
						37	出産・育児応援事業(はびママ・ひよこ面接)	出産や育児を迎える時期の夫婦を対象に相談事業を実施する	A	十分配慮	子ども家庭支援センター
						38	妊産婦保健相談事業(産前産後サポート事業)	産前産後の母親の心労や出産直後の悩み、育児不安等の軽減を図るための事業を実施する		O	健康推進課
						39	妊産婦保健相談事業(はびママ学級等)	①産前産後セルフケア講座 433名 ②産後サポートステイ事業 利用者数 17件	A	十分配慮	健康推進課
						40	子育て福袋の配付	妊婦から産じよく期間中の健康生活及び育児に関する実際上の知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施している			子ども未来課
						41	特定健康診査・特定保健指導	①はびママ学級(9日制) 受講証人数 1,063名 ②ハハになるための半日コース 受講証人数 851名			健康推進課
						42	骨粗しょう症検診	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設のご案内等が入った「子育て福袋」を配付した(就学前の子がいる転入世帯にも配付した)配付数 4,350個			健康推進課
						43	子宮がん検診	医療保険者にに対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施 特定健康診査受診者数25,363名(男性10,380名・女性14,983名)			健康推進課
						44	子宮頸がん予防接種	骨粗しょう症検診 子宮がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者6,058名(女性のみ)	A		健康推進課
						45	乳がん検診	接種実績(1回目17人、2回目17人、3回目110人)はあるものの、国の関係会議において、ワクチンとの因果関係を否定できない特異的な疼痛がワクチン接種後に発症的にみられ、副反応の発生頻度等がより明らかになったため、北区でも平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えている状況である			健康推進課
						46	社保等被保険者等特定健診レハルアップ	乳がん検診 骨粗しょう症検診 特定健康診査受診者2,097名(男性1,023名・女性1,074名)、社保等被保険者等特定健診レハルアップ受診者1,696名(男性298名・女性1,378名)			健康推進課

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組（網かけ＝重点）	取組評価単位	事業番号	事業名（網かけ＝重点）	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課（30年度）			
（1）人権を尊重し健康な生活を享受する地域社会	（3）生涯を通じた心と体の健康支援	（健康づくりへの支援）	17	健康増進のための支援	A	47	みんな元気！健やか長寿事業	①新型栄養失調予防の普及・啓発（栄養講座）151名 ②ココモ予防事業の実施 延べ140名 ③筋力アップ体操教室 延べ76,653名	健康推進課	/	/	健康推進課		
								48					北区健康づくり応援団事業	①北区さくら体操指導員の新規養成（北区さくら体操指導員8名） ②健康づくりのグループ支援（健康づくりのグループ公開講座実施のグループに対し助成金111件）
			18	心と体の健康の保持	A	50	精神保健相談	A	50	精神保健相談	①防護教育は継続なし、講演会参加者33名 ②栄養指導（栄養教室・講習会等）参加者824名	健康推進課	十分配慮	健康推進課
											51			
			19	性差を考慮した情報提供	A	53	性差を考慮した情報提供	A	53	性差を考慮した情報提供	①防護教育は継続なし、講演会参加者33名 ②栄養指導（栄養教室・講習会等）参加者824名	健康推進課	/	健康推進課
											54			
			20	エイズや性感染症などの情報提供	A	54	エイズや性感染症などの情報提供	A	54	エイズや性感染症などの情報提供	①防護教育は継続なし、講演会参加者33名 ②栄養指導（栄養教室・講習会等）参加者824名	健康推進課	十分配慮	健康推進課
											54			

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組（網かけ＝重点）	取組評価単位	事業番号	事業名（網かけ＝重点）	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課（30年度）		
2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会	1 仕事と家庭生活の両立 2 子育てや介護を安心して行うための環境整備	企業等への働きかけ支援 男女がともに担う家庭生活 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進	21	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	A	55	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進（推）	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定。区が発行する関係情報誌で認定企業の取り組みや活動紹介を掲載したほか、認定企業の紹介パネルを掲示した。	A	十分配慮	男女いきいき推進課		
			56	アドバイザー派遣制度の推進（推）		アドバイザー派遣企業 1社						男女いきいき推進課	
			57	親育ちサポート事業（NIP講座）		親育ちサポート事業（NIP講座）		21児童館・子どもセンターにて2講座実施 参加者：親218名、子（幼児）249名		A	十分配慮	子ども未来課	
			58	男性の子育て・家事協働支援	A	イクメン事業（イクメン講演会・イクメン講座）（推） （パパ応援プロジェクト（VA）講演会・PAPAクルール）（推）		パパ講演会：1回 参加者38名 PAPAクルール：3日×3クルール 参加者延べ117名 ほとめの会：1回参加者57名		A	十分配慮	子ども未来課 男女いきいき推進課	
			59			イクジョイ、イクジョイ（孫育て応援プロジェクト）		2日×1クルール 参加者延べ24名		A	十分配慮	子ども未来課 男女いきいき推進課	
			60		A	情報誌を活用した情報提供（推）		情報誌「新しい風」の発行、年4回各10,500部		A	十分配慮	広報課	
			61	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供		講座・パンフレット・情報誌による啓発・情報提供（推）		ワーク・ライフ・バランス推進事業について取り上げた 児童館では、その地域の子ども達が共に利用し様々な遊びを考えた。また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブの集い（午前）を実施している。児童館21館、入館者数32036名		B	十分配慮	男女いきいき推進課	
			62			児童館・子どもセンター事業の充実		0歳から中学3年生（15歳）に達した日以降の毎朝03月31日まで）の居残診療にかかる医療費、薬剤費日金の自己負担分を助成。乳幼児医療受給者数18,743名、子ども医療受給者数19,130名。また、高校生等の医療診療にかかる入院医療費の自己負担分を助成。助成件数103件				子ども未来課	
			63			子ども医療費の助成		0歳から中学校課程修了までの児童を養育している方に手当を支給 受給児童数32,368名				子ども未来課	
			64			児童手当の支給		22-57参照 受給者数21,603名				子ども未来課	
			65			親育ちサポート事業（NIP講座）（再掲）		22-58参照					子ども未来課
			66			イクメン事業（イクメン講演会・イクメン講座）（再掲）	A	22-58参照					男女いきいき推進課
			67			ママ応援プロジェクト		乳児コース（連続講座）2日×2クルール 参加者延96名、幼児コースⅠ（連続講座）2日 参加者延51名、幼児コースⅡ（連続講座）1日 参加者延59名、幼児コースⅢ（連続講座）2日 参加者延47名、乳幼児コース（連続講座）2日×2クルール 参加者延87名		A	十分配慮	子ども未来課	
			68			子ども家庭在宅サービス事業		保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設で短期児童を預かり、子育てを支援する。 利用者数 ショートステイ 41名（男性25名・女性16名）トワイライトステイ 48名（男性41名 女性7名）		A	十分配慮	子ども家庭支援センター	
			69			養育支援家庭のための産前・産後育児支援ホトトギス講座		開催した特産妊婦・産婦への育児・仲間づくりの支援 12回開催 参加者延べ120名		A	十分配慮	子ども家庭支援センター	
			70			子育てナビ		子育てや保育に関する情報をわかりやすく伝えるサイトを提供する。					子ども家庭支援センター
			71			放課後子ども総合プランの推進（推）		30年度導入校：29校		A	十分配慮	子ども未来課	
			72			就学後の支援	A	保護者が就労等のため留守になる家庭の児童に遊び場と生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図っている。 （平成30年4月1日現在：64クラブ、定員2,685名、登録児童数2,466名）		A	十分配慮	子ども未来課	

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組(網かけ=重点)	取組評価単位	事業番号	事業名(網かけ=重点)	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課(30年度)					
(2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会)	(2)子育てや介護を安心して行うための環境整備)	(子育て支援の充実)	26	地域で支えるしくみづくり	A	73	ファミリー・サポート・センター事業(抽)	ファミリー会員3792名 サポート会員60名(男性会員23名 女性会員582名)	A	十分配慮	子ども家庭支援センター					
						74	放課後子ども総合プランの推進(抽)(再掲)	25-7-1参照			子ども未来課					
						75	北区女性福祉資金貸付事業	北区女性福祉資金貸付(新規)0件(継続)0件			生活福祉課					
						76	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	母子福祉資金貸付(新規)16件(継続)6件 父子福祉資金貸付(新規)0件(継続)1件			生活福祉課					
						77	北区母子及び父子福祉高小口資金貸付事業	北区母子福祉高小口資金貸付 0件			生活福祉課					
						78	母子生活支援施設への入所	新規入所数 2世帯1名、1世帯1名、母子1名			生活福祉課					
						79	母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金6件 高等職業訓練促進給付金6件			生活福祉課					
						80	母子・父子家庭自立支援プログラム	母子・父子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々にあわせて自立支援プログラムの就労支援、利用者0名	A	十分配慮	生活福祉課					
						81	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭のレクリエーションと休養のために日帰りの施設を指定し、利用料の一部を助成。利用者数625名			生活福祉課					
						82	ひとり親家庭等医療費助成事業、児童育成手当 児童扶養手当の支給	①ひとり親家庭等医療費助成世帯1521世帯 ②児童育成手当：養育手当受給児童数156名、障害手当受給児童数178名 ③児童扶養手当受給者数1,716名(内父子世帯82名)			子ども未来課					
						83	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	①講習会4回実施 参加者延べ26名 ②交流会4回実施 参加者延べ29名 ③講習会、交流会後の出張相談者 加へ1名			子ども未来課					
						84	ひとり親家庭等向け相談事業	面接相談：217件、電話相談：159件、家相相談：26件、法律相談：22件、メール相談：20件			子ども未来課					
						85	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業 (再掲)	27-83参照			子ども未来課					
						86	職員の子どもの貧困の理解を深めるための研修	日頃から子どもと接する教職員や保育士、児童職員等が、子どもの貧困のサインに気づき、早期支援につなぐためのスキルアップを図る研修会の実施。実施回数：1回、参加者：94名			子ども未来課					
						87	「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会	困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り、支える機運の醸成を図るための区民向け講演会を実施。実施回数：1回、参加者：44名			子ども未来課					
						88	生活困難・ひとり親世帯等の小学生への学習支援事業	生活保護・児童育成手当受給・就学援助受給の世帯の小学生を対象に区内5か所でボランティア団体による学習支援を実施。80名利用。	A	十分配慮	生活福祉課					
						89	生活困難・ひとり親世帯等の中学1,2年生への学習支援事業	対象世帯の中学生に対し、学習習慣の定着、社会性の養成のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施。実施会場数：3、参加者：75名(出席率89%)			子ども未来課					
						90	子どもの居場所づくり(子ども食堂等)支援事業	主に家庭の事情等により、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業(子ども食堂)を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金交付を実施する。			子ども未来課					
														A	O	

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組（網かけ＝重点）	取組評価単位	事業番号	事業名（網かけ＝重点）	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課（30年度）														
（2）仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会	（2）子育てや介護を安心して行つたための環境整備	子育て支援の充実（子育て支援の実） 多様な保育サービスの提供 介護をサポートするしくみづくり	29	相談体制の充実	A	91	乳幼児保健相談	特別育児相談 1,241名、歯科保健相談 2,246名 栄養指導 1,156名	A	十分配慮	健康推進課														
						92	母子・父子、婦人相談（再掲）	4～6参照				高齢福祉課													
						93	子どもの発達相談	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始め遅い、言葉が遲いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数8,744件、専門相談員8名による相談4,111件					子ども家庭支援センター												
						94	子育て相談事業	区内21児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、8児童館において、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数延べ4,218名						子ども未来課											
						95	子どもと家庭の総合相談	来館者数延べ35,775人/年							子ども家庭支援センター										
						96	教育相談事業	教育総合相談センターにおいて教育相談を実施。教育相談員7名、スクールカウンセラー2名の非常勤職員で対応。相談者数1,748名								教育総合相談センター									
						97	待機児童解消のための各保育サービスの充実（推）	A									私立保育園4園のうち2園（園後新設園）、小規模保育園事業所4園の新設他、前年度比393名の受入児童数増。	保育課							
						98	延長、休日保育の拡充（推）	A									延長保育実施施設32園、休日保育実施施設6園、夜間保育園実施施設1園、一時保育実施施設66園		保育課						
						99	病児病後児保育の実施（推）	A									病児・病後児保育事業（施設型）678名 病児病後児保育事業（施設型）214名 病児・病後児保育事業（居宅訪問型）96名			保育課					
						100	高齢者あんしんセンターの機能強化										地域の高齢者の生活を支える総合機関として、17カ所の地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施				高齢福祉課				
						101	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	A									高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。 声かけサービスマン登録者数 324名					高齢福祉課			
						102	高齢者生活援助サービス事業										社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し、利用料や年会費の補助を行う。利用者数 1,128人						十分配慮	高齢福祉課	
						103	地域見守り・支えあい活動促進補助事業										一人暮らし高齢者の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助する。交付団体数 65団体								高齢福祉課
						104	介護のための難関防止・職場復帰等のための支援・情報提供（推）	A									「家族介護は『頼り方』と『任せ方』～仕事を続けながら介護～」を実施。参加者20名								

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組（網かけ＝重点）	取組評価単位	事業番号	事業名（網かけ＝重点）	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課（30年度）			
② 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会	3 働く場における男女共同参画の推進	女性の就業・起業支援 女性の活躍促進の働きかけ	34	継続就労への支援	B	106	飛迎しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供 労働相談情報センターと連携した講座や情報誌による啓発	就職相談および職業紹介を行う際、相談者の状況やニーズに配慮した情報の提供を行っている 連携講座は隔年実施のため開催しなかったが、労働相談情報センターが主催する講座に後援を行った			雇職課			
			35	再就職のための支援	A	107	就職支援講座（推）	女性の再就職支援事業 雇用・就業者数実績：18名（うち正社員名） 38-115参照	女性の再就職支援事業 雇用・就業者数実績：18名（うち正社員名） 38-115参照	A	十分配慮	雇職課		
			36	起業のための知識、情報提供	A	108	起業家支援等事業	109 起業家支援講座（推）（再掲） 110 女性の起業家支援講座（推）（再掲）	起業家支援セミナー 延べ受講者数219人 38-114参照	A	十分配慮	雇職課 雇職課		
			37	融資斡旋など起業支援	A	111	中小企業金融対策事業	112 女性の活躍推進応援講座（推） 113 女性のキャリアアップ支援セミナー（推）	起業家支援融資実行24件 白河椅子講演会「女性活躍時代を迎えて」を実施 参加者31名 キャリアアップ支援セミナーをテーマで3日間に分けて実施。参加者 延べ34名 起業家支援セミナー「ちよこつと起業～私らしからぬ始める起業スタイルの身につけ方～」を4回連続講座で実施。参加者 延べ38名	A	O	雇職課		
			38	女性の活躍促進の働きかけ	A	114	女性の起業家支援講座（推）	115 女性の再就職準備講座（推）	再就職支援セミナー（スキル編・マインド編）2実施 「職場における最新のハラスメント対策～業績が上がるハラスメント撲滅とは～」を実施。参加者 12名	A	十分配慮	雇職課 雇職課		
			39	セクハラ・パワハラ等の防止	A	116	中小企業向け女性の活躍推進セミナー（推）	117 職場復帰準備セミナー（推）	職場復帰準備セミナーとしては実施していないが、東京家政大学及び板橋区と共催で「子育てママの味方計画」を実施した。	A	十分配慮	雇職課 雇職課		
			118	セクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止啓発	A	118	セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修（推）	「ハラスメント防止研修」実施（篠森昇任者及び前年度未受講者） 参加者42名（男性20名、女性22名）	「ハラスメント防止研修」実施（篠森昇任者及び前年度未受講者） 参加者42名（男性20名、女性22名）	A	十分配慮	職員課		
			119	情報誌・パンフレット・講座による啓発（推）	A	119	情報誌・パンフレット・講座による啓発（推）	「ハラスメント防止研修」実施（篠森昇任者及び前年度未受講者） 参加者42名（男性20名、女性22名）	「ハラスメント防止研修」実施（篠森昇任者及び前年度未受講者） 参加者42名（男性20名、女性22名）	A	十分配慮	雇職課		
														雇職課
														雇職課
														雇職課
														雇職課
														雇職課
														雇職課
														雇職課
														雇職課

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組（網かけ＝重点）	取組単位の評価	事業番号	事業名（網かけ＝重点）	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課（30年度）
3 男女があらゆる分野で参画する地域社会	1 春先の場における男女共同参画意識の形成	学校等における男女共同参画意識の形成	40	教職員等への研修の充実	A	120	人権教育研修	人権教育研修では、新任研修、現任研修（2級職3年目）、主任・主事・主任研修他で実施。保育課内では、保育園主任研修、非営利職員研修等で実施。この他にも各保育園ごと、園内での研修も行われている。	A	十分配慮	保育課
						121	人権教育研修	男女共同参画職員研修「多様な性ってなんだろう？～互いの違いを受け止めあえる社会を目指して～」を実施。参加者100名（60-163参照）	A	十分配慮	男女いさいき推進課
						122	人権教育研修	人権教育研修の実施。北区人権教育推進たよりの発行。	A	十分配慮	教育総務課
						123	いじめ対応研修	いじめ問題対応研修会「いじめ被害の鉄則～うまくいかない指針には『わけ』がある～」を2月に開催。参加者890名	A	十分配慮	教育総務課
						124	固定的性別役割分担にとらわれない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定的役割にとらわれないよう配慮している	A	十分配慮	保育課
						125	保育施設における男女混合同様の作成	ほぼ全保育施設において実施済			保育課
						126	北区男女共同参画条例・アゼリアプラン・スペースゆりの周知	スペースゆり主催の講座や男女共同参画週間の講演会等で条例ハンズレットやスペースゆりのリーフレットを配布した	A	十分配慮	男女いさいき推進課
						127	北区教育広報誌「くおん」の発行	年4回発行（4月号、7月号、10月号、1月号）各44,000部。全戸回覧（町会・自治会・幼稚園・小学校・中学校の児童・生徒を通じて各家庭に配付）	A	十分配慮	教育総務課
						128	いじめ防止条例の周知・推進	リーフレット、いじめゼロロコの入った防犯ブザー配布	A	十分配慮	教育総務課
						129	中学生・高校生のための職業教育キャリアハン事業（推）	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高等学校に派遣。講演会などを行い、脚跡拡大に向けた支援をおこなっている。講師は、イロット、宇野、指導者など。	A	十分配慮	男女いさいき推進課
						130	教育相談事業（再掲）	区立中学校各校で実施。受講生徒数2,399名	A	十分配慮	教育総合相談センター
						131	スクールソーシャルワーカー活用事業	児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを3名配置している。また、子ども支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して相談等の対応を行う。相談件数 総数18件	A	十分配慮	教育総合相談センター
						132	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動に対処するため、区立小・中学校へ児童・生徒の臨床心理士に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校各校に配置している。相談件数42,006件（小学校33,004件、中学校9,002件）	A	十分配慮	教育総合相談センター

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組（網かけ＝重点）	取組評価単位	事業番号	事業名（網かけ＝重点）	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課（30年度）			
③ 男女があらゆる場で参画する地域社会	(1)育ちの場における男女共同参画意識の形成	家庭における男女共同参画意識の形成	44	区民への意識啓発と情報提供	A	133	スペースよう情報コーナーの充実	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・CD等の閲覧と貸し出しを行う。所蔵数計3956点、貸出人数延べ294名・貸出資料合計518点	B	十分配慮	男女いきいき推進課			
						134	情報誌・講座等による意識啓発	スペースよう情報誌「ゆうレポート」に男女共同参画週刊の記事を掲載し、男女共同参画について教育機会を提供した。	A	十分配慮	男女いきいき推進課			
						135	図書館における特設コーナーの設置	中央図書館において、男女共同参画に即した図書資料の展示コーナーを年に2回（第1回/25～6/27、第2回10/26～11/28）実施。	A	十分配慮	中央図書館			
				136	「家族ふれあいの日」推進事業	A	136	「家族ふれあいの日」推進事業	19の各青少年地区委員会で開催。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各区域で家族参加型の行事を実施。参加者791名				生涯学習・学校地域連携課	
				137			イクメン講演会・イクメン講座（再掲） N/A企画プロジェクト（N/A講演会・N/Aワークショップ）	2-2-58参照 スペースよう情報誌「ゆうレポート」に男女共同参画週刊の記事を掲載し、男女共同参画について教育機会を提供した。	A	十分配慮	子ども未来課			
				138	講座・情報誌等による意識啓発	小学生コース「子どもの生きる力を育てるための『お金の教育』」小学生親コース「子どもの成長を支える親子コミュニケーション」、小学生親コースⅡ「子ども運に伝えたい！日本の伝統、一生涯役立つマナー」、父親コース「N/Aと動くおもちゃを作ろう!!」、日曜コース「あなたのイライラを味方に変えるアドラー一流『真気づけのお片づけ』」を実施した。参加者延べ404名						生涯学習・学校地域連携課		
				139	家庭教育学級							A	十分配慮	生涯学習・学校地域連携課
				140	町会・自治会、青少年地区委員会、PTAなど地域団体への意識啓発	町会・自治会等の地域団体からの依頼がなかったため、出前講座の実績はなかった。	-					D	-	男女いきいき推進課

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組(網かけ=重点)	取組評価単位	事業番号	事業名(網かけ=重点)	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課(30年度)					
<p>(3 男女があらゆる分野で参画する地域社会)</p> <p>2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進</p> <p>3 日常生活における男女共同参画の推進</p>			47	審議会等への女性の参画推進	B	141	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	各課調査の際、審議会等に一般公募委員を登用するよう要請している。公募委員のいる審議会比率19.6%	A	十分配慮	総務課 経理課・公民施設 配慮推進担当課					
			48	町会・自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画推進	-	143	出前講座・情報誌での地域団体への意識啓発	D	町会・自治会等の地域団体からの依頼がなかったため、出前講座の実績はなかった。	男女いそいそ推進課						
			49	男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進	A	144	防災・復興にかかわる各種計画における男女共同参画の推進	A	144	避難所生活等における女性の悩み相談に際しては、避難所の構築等について女性を対象とした研修を実施した。	A	十分配慮	防災課 男女いそいそ推進課			
			50	活躍する女性の情報提供	A	146	講座・情報等による意識啓発(推)	A	145	基本計画等各種計画における男女共同参画の働きかけ	基本計画の策定にあたり、ワーク・ライフ・バランス推進事業や審議会等への女性の参画について意見を表明した。	男女いそいそ推進課				
			51	管理監督者層に占める女性職員の割合の拡大	A	147	女性職員のキャリアアップ等に関する意識啓発(推)	A	146	講座・情報等による意識啓発(推)	スベースゆう情報誌「ゆうれポート」でワーク・ライフ・バランス推進企業の代表取締役を「北区の若くはめく個人」として取り上げた。	男女いそいそ推進課				
			52	固定的性別役割分担にとらわれない職域拡大の啓発	A	148	講座・情報誌等による意識啓発	A	147	女性職員のキャリアアップ等に関する意識啓発(推)	スベースゆう情報誌「ゆうれポート」でワーク・ライフ・バランス推進企業の代表取締役を「北区の若くはめく個人」として取り上げた。	男女いそいそ推進課				
			53	北区男女共同参画データ情報の提供	B	149	中学生・高校生のための職業教育キャリアプラン(再掲)	A	148	講座・情報誌等による意識啓発	スベースゆう情報誌「ゆうれポート」でワーク・ライフ・バランス推進企業の代表取締役を「北区の若くはめく個人」として取り上げた。	男女いそいそ推進課				
			54	男女の生活自立の促進	B	150	北区男女共同参画データの公表	B	149	中学生・高校生のための職業教育キャリアプラン(再掲)	4.2-1.2.9参照	男女いそいそ推進課				
			<p>3 日常生活における男女共同参画の推進</p> <p>男女がともに自立し生活するための支援</p>			55	地域活動への参加促進	A	151	男女の生活向上等のための講座	審議会等に占める女性の割合をホームページで公表した。	B	十分配慮	男女いそいそ推進課		
						56	男性に対する男女共同参画の意識啓発	A	152	北区区民大学の実施	B	151	「ねっとわーくまつり」(北区男女共同参画ネットワークとの共催事業) 「子育てママの未来計画」(東京家政大学・横浜区・北区との共催事業)	A	-	男女いそいそ推進課
						57	地域活動への参加促進	A	153	地域活動への参加促進講座	A	152	第132期北区区民大学「童謡100周年歌い継がれる」 第133期北区区民大学「ロック美術鑑賞」 「うらた」と「エリア」の生涯と作品」 参加者54名	B	十分配慮	生涯学習・学術地域 推進課
						58	女性に力を与えるための防犯啓発	A	154	男女共同参画防犯研修	A	153	「ねっとわーくまつり」(北区男女共同参画ネットワークとの共催事業)	A	-	男女いそいそ推進課
			59	女性に力を与えるための防犯啓発	A	155	災害時における女性リーダー育成研修	B	154	「女性に力を与えるための防犯啓発」を実施。参加者30名	A	十分配慮	防災課 男女いそいそ推進課			
			60	男性に力を与えるための防犯啓発	A	156	男性に力を与えるための防犯啓発	A	155	「男性に力を与えるための防犯啓発」を実施。参加者30名(再掲)	B	-	男女いそいそ推進課			
			61	男性に力を与えるための防犯啓発	A	156	男性に力を与えるための防犯啓発	A	156	男性向け講座「家族介護は『頼り方』と『任せ方』〜仕事を続けることこそ親孝行〜」を実施。参加者20名	A	十分配慮	男女いそいそ推進課			

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組（網かけ＝重点）	取組評価単位	事業番号	事業名（網かけ＝重点）	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課（30年度）			
<p>（3男女があらゆる分野で参画する地域社会）</p> <p>計画を推進するためのしくみ</p>	<p>（3日帯生活における男女共同参画の推進）</p> <p>多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大</p> <p>職員の意識啓発</p> <p>計画の進捗管理</p> <p>拠点施設の機能強化</p>	<p>多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大</p> <p>職員の意識啓発</p> <p>計画の進捗管理</p> <p>拠点施設の機能強化</p>	57	団体・グループ活動の支援と交流促進	A	157	活動コーナー・交流サロンの活用促進	登録団体からのお知らせや活動内容の案内を活動コーナーに掲示し、グループ活動の利用促進を図った。	A	十分配慮	男女いきいき推進課			
			58	国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進	A	158	登録団体交流会		「お互いを知りあひ、活動を前へ」をテーマに区男女共同参画週間の一環でスペースゆう登録団体交流会を実施した。参加団体18団体	A	十分配慮	男女いきいき推進課		
			59	定期的な職員意識調査の実施	A	159	国際交流事業行事の実施		10月開催の区民まつりに「国際ふれあひ広場」として参加。参加団体数13団体			総務課		
			60	職員研修の充実	A	160	講座・情報誌等による理解促進		スペースゆう内の情報コーナーにLGBT等に関連する図書を配架したほか、パートナーシップ事業性別にかかわる理解を深めるWEB調査アンケート及び報告会を実施した。アンケート回答者92名、報告会参加者23名	A	十分配慮	男女いきいき推進課		
			61	計画の評価システムの効果的な運用	B	61	アゼリアアプラン事業実績報告書の作成	B	164	アゼリアアプラン事業実績報告書の作成	各事業の事業実績や、事業評価、担当職員による配慮度アップ等をまとめて、計画の進捗評価を確認し、事業実績報告書を作成した。	B	十分配慮	男女いきいき推進課
			62	定期的な区民意識調査の実施	B	62	区民の区民意識調査の実施	B	165	区民の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（令和元年度に実施予定）	D	—	職員課
			63	幅広い区民参加の促進	B	63	幅広い区民参加の促進	B	166	スペースゆう各種講座	全職員を対象に男女共同参画に関する意識意向調査を実施した。	A	十分配慮	男女いきいき推進課
			64	情報発信機能の強化	B	64	情報発信機能の強化	B	167	区民ボランティアとの協働	男女共同参画職員研修「多様な性ってなんだろう?～互いの違いを受け止めあえる社会を目指して～」を実施。参加者100名	A	十分配慮	職員課 男女いきいき推進課
			65	区民ニーズの把握	A	65	区民ニーズの把握	A	171	講座受講者へのアンケート実施	区民2,000名、企業経営者200名、町会・自治会長181名・副会362名、区立中学校年生1,494名を対象に男女共同参画に関する意識意向調査を実施した。回収率 計59.9%	B	十分配慮	男女いきいき推進課
			172	登録団体交流会（再掲）		172	登録団体交流会（再掲）		172	登録団体交流会（再掲）	57～157参照			男女いきいき推進課
			170	情報誌・ホームページの充実		170	情報誌・ホームページの充実		170	情報誌・ホームページの充実	スペースゆう主催講座等の案内は、ホームページのほか北区公式ツイッター・フェイスブックを活用した。情報誌「ゆうレポート」を年3回発行（各5,000部）	B	十分配慮	男女いきいき推進課
			168	スペースゆうの周知・活用促進		168	スペースゆうの周知・活用促進		168	スペースゆうの周知・活用促進	スペースゆうのリーフレットを出前講座等で中学生・高校生に配付し、若年層を取り組む工夫を行った。また、講座・講演会等でも配付し、スペースゆうの認知度の向上を図った。	B	十分配慮	男女いきいき推進課
			169	スペースゆう情報コーナーの充実（再掲）		169	スペースゆう情報コーナーの充実（再掲）		169	スペースゆう情報コーナーの充実（再掲）	44～133参照	B	十分配慮	男女いきいき推進課
			166	スペースゆう各種講座		166	スペースゆう各種講座		166	スペースゆう各種講座	スペースゆう主催講座の運営補助や一時保育などにおいて、有償ボランティアとの協働をはかった。	B	十分配慮	男女いきいき推進課
			167	区民ボランティアとの協働		167	区民ボランティアとの協働		167	区民ボランティアとの協働	スペースゆうのリーフレットを出前講座等で中学生・高校生に配付し、若年層を取り組む工夫を行った。また、講座・講演会等でも配付し、スペースゆうの認知度の向上を図った。	B	十分配慮	男女いきいき推進課

目標	課題	施策の方向	取組番号	取組（網かけ＝重点）	取組評価単位	事業番号	事業名（網かけ＝重点）	事業実績	評価	男女共同参画配慮度	所管課（30年度）
(計画を推進するためのしくみ)	2. 区民・関係機関等との連携	区民・関係機関等との連携	66	区民等との協働事業の推進	A	173	地域スタッフ・登録団体等との協働事業	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。 57-157参照	A	十分配慮	男女いきいき推進課
						174	登録団体交流会（再掲）				
			67	情報発信のための協力店舗の確保	A	175	パートナーシップ事業	男女共同参画社会を推進するために、スペースの登録団体などが正面及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。平成30年度は3団体実施。	A	十分配慮	産業振興課 男女いきいき推進課
						176	情報提供のための協力店舗の確保				
			68	地域の企業や産業団体などとの共同事業の推進	A	177	企業向け講座、セミナー等の実施	北区舞洲師会と協力し、薬局店舗にスペースゆづり「ワーク・ライフ・バランス推進事業」や「中小企業向け女性活躍推進セミナー」の周知は王子法学会の企業向け送付の懸にチラシを折込みした。 ・東京家政大学との共催で「子育てママの未採計面」を2回実施した。参加者 延べ116名 ・北区男女共同参画推進ネットワークとの共催で「ねっこわーくまつり」を開催した。参加者 延べ164名 ・お茶の水女子大学との協働（試行）で公開授業「青いラジコンカーとお人形」を実施した。	A	十分配慮	男女いきいき推進課
						178	大学・関係機関等との効果的な連携				

(5) 男女共同参画配慮度チェック

アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況をはかるのに適した事業について、チェックリストを使用して、それぞれに計画・立案、実施、結果の各段階で男女共同参画の配慮について、9項目の内容で調査しました。

各所管課が男女共同参画配慮調査票に基づき、チェックを行った結果は次のとおりです。

(1) 項目別該当数

配慮度チェック対象の118事業についての集計です。

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	97	0	21
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	93	0	25
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	89	0	29
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	100	0	18
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	89	0	29
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	37	0	81
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	78	0	40
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	47	0	71
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	94	0	24

(2) 総合的な男女共同参画配慮度状況

配慮した項目の割合 配慮した数÷(9-非該当)	男女共同参画配慮度への評価	チェック数
2/3超	十分に配慮した	99
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当(※)	—	19
計		118

※非該当……未実施事業、配慮度チェックに適さないと思われるもの

●男女共同参画に配慮した具体的内容

- | |
|---|
| 1 事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。 |
|---|

【目標1】

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・課内PTで事業の企画立案をおこなっている。PTメンバーには男女が参画している。

(No.30/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・第1回講義「小学校におけるプログラミング教育」については、今後社会で活躍するために必要となる情報活用能力の一つであるプログラミングをテーマとした。第2回講義「ドリルパークでの東京ベーシックドリル利用について」を行い、性差を問わず、タブレットを授業活用する内容とした。

【目標2】

(No.58/パパ応援プロジェクト（パパ講演会・パパスクール）（推）/子ども未来課・多様性社会推進課)

(No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・受講者アンケートの結果をもとに、開催時期や時間を設定し、男性参加を促した。

(No.67/ママ応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・受講者アンケートの結果をもとに、男性職員及び女性職員で開催時期や時間を検討し、実施した。

(No.89/生活困窮・ひとり親世帯等の中学1、2年生への学習支援事業/子ども未来課)

- ・男女問わず、対象となる生徒が参加しやすい事業となるよう心掛けた。

(No.97/待機児童解消のための各保育サービスの充実（推）/保育課)

- ・子育てに対する不安解消や経済的負担を解消するため、待機児童解消を推進することは、子育て中の方はもちろん、今後子育てを考えている方の注目するところであり、男女問わず、大きな期待が寄せられている。男女問わず、保育サービスの拡充は求められており、本事業は男女双方の意見を反映したものとなっている。

(No.98/延長、休日保育の拡充（推）/保育課)

- ・保育を必要とされる方の就労体系に応じて、お子さんを保育園に預けられるようにすることは、男女共同参画の社会を推進する上で欠かせないものである。男女問わず、保育サービスの拡充は求められており、本事業は、男女双方の意見を反映したものとなっている。

【目標3】

(No.127/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・くおんの編集及び発行は、北区教育委員会広報編集委員会を設置し行っている。女性・男性双方の意見を聞くことができるように、女性と男性のバランスを考慮して、編集委員会の委員の選出を行った。

(No.135/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示資料の選定に際しては、一般の図書資料選定同様、中立性を最も重視して実施しており、選書、展示の企画運営ともに男女職員により行った。

(No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・地域防災計画は女性、男性それぞれの視点を踏まえた計画とした。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.173/地域スタッフ・登録団体との協働事業/男女いきいき推進課)

- ・地域スタッフと男女共同参画週間事業をはじめとするイベントの企画をする際には、女性・男性双方の視点が反映されるよう、女性・男性の地域スタッフから意見を求めた。

2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

【目標1】

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・区民向け虐待防止啓発講演会では、男女を問わず区民全般をターゲットにしたテーマを設定した。

【目標2】

(No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・本講座は、多世代が育児に関われる環境づくりを推進し子育ての輪を広げていくため、祖父母世代向けに講座を実施しているものである。古い固定観念にとらわれず、男女が協力し合って子育てを行うことを視点にしたプログラムを取り入れている。

(No.67/ママ応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・本講座は、多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育ての輪を広げていくため、実施している「みんなで育児応援プロジェクト」のひとつとして実施しており、父親向け、母親向け、祖父母向け講座を展開しており、各講座においては、古い固定観念にとらわれず、男女が協力し合って子育てを行うことを視点に入れて実施している。

(No.80/母子・父子家庭自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・申込者の希望や適性に基づいた就労支援を行っている。性別役割分担にこだわらず、求職の職種の範囲を広げるよう助言している。

(No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・両親が協力しあって、子育てにつながられるよう、父親と母親というそれぞれの役割という観点からだけでなく、両親が同じ立場で子育てに取り組むことができるようなスタンスで相談に応じた。

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・本講座は多世代が育児に関われる環境作りを推進し、子育ての輪を広げていくため、祖父母世代向けに講座を実施している。固定的観念にとらわれず、男女が協力し合って、子育てを行うことを視点としたプログラムを取り入れている。

【目標3】

(No.127/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・掲載する記事を選定する際は、性別を限定した記事にならないように常に意識して選定を行った。

(No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・相談に応じる中で、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という男女の性役割にとらわれる両親の思考が柔軟になり、気づきにつながるような言葉がけを多くするよう心掛けた。

(No.135/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示資料については、多角的な視点から幅広く選書しており、意見の分かれる分野については双方の

立場の資料をバランスよく集めるよう意識している。

(No.144／防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進／防災課)

- ・性別による役割分担の意識にかかわる内容は除いた計画策定に努めている。

(No.152／北区区民大学の実施／生涯学習・学校地域連携課)

- ・高度な学習機会を提供することにより、固定的な性別役割分担意識などにとらわれることなく、変化する社会に対応しながら自分らしく生きていくための学びの場とした。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.178／大学関係機関との効果的な連携／男女いきいき推進課)

- ・区立小学校で試行実施した土曜公開授業では、男の子と女の子の固定的なイメージに囚われることなく、異なる考え方を受け入れる大切さを学ぶ内容とした。

3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

【目標1】

(No.41／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・特定保健指導は、平日の昼間・夜間、土日祝日・夜間の枠を設けて、利便性に配慮して実施した。

【目標2】

(No.58／パパ応援プロジェクト（パパ講演会・パパスクール）（推）／子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・開催日時を日曜日の午前中とすることで男性参加を促した。

(No.59／孫育て応援プロジェクト／子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・講座の開催日を平日夜間に設定することで、就業率の高い若い世代の祖父母世代が参加しやすいよう配慮した。

(No.84／ひとり親家庭向け相談事業／子ども未来課)

- ・面接相談以外に、電話やメールでの相談も行っている。

(No.87／「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会／子ども未来課)

- ・講演会実施にあたり、勤労者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすくなるよう平日ではなく土曜日開催とし、保育付きで開催するなど配慮した。

(No.94／子育て相談事業／子どもわくわく課)

- ・児童館に来館して相談する以外に、電話相談も行っている。

(No.96／教育相談事業／教育総合相談センター)

- ・相談時間はご両親が共に来所できるような時間を設定するよう心掛けた。また、調整が整わない場合には行き違いが生じないように、相談内容を記した資料を提供するなど家庭内での共通理解につながるよう配慮した。

【目標3】

(No.120／人権教育研修／保育課)

- ・研修は男女の区別なく参加できる事業としている。

(No.124／固定的役割分担にとられない保育活動／保育課)

- ・保育園のイベントは男女の区別なく参加できる内容としている。

(No.131/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・仕事をしている保護者からの相談に応じ易くするため、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を柔軟に変更し、相談者のニーズに配慮した。

(No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・仕事をしている保護者からの相談に応じ易くするため、スクールカウンセラーの勤務時間を柔軟に変更し、相談者のニーズに配慮した。

(No.152/北区区民大学の実施/生涯学習・学校地域連携課)

- ・性別を問わず取り組めるテーマや条件設定（曜日・時間帯等）について配慮した。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.165/区民の男女共同参画に関する意識意向調査/男女いきいき推進課)

- ・自宅にいる時間が比較的少ない就業している男性・女性も回答しやすいようにWEBでの回答を可能にした。

4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

【目標1】

(No.7/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)

- ・法や制度により、対象者が女性に限定されている場合は、その旨を明記した。父子家庭の父も利用できる事業制度等については、「ひとり親（母子・父子）」と表記している。

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・リーフレットのイラストには男性も女性も登場しており、知的障害者にもわかりやすいよう振り仮名入りで作成した。

(No.41/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定健康診査は、国保の資格・年齢で対象者が決定するため、性別にはとらわれていない。特定保健指導についても、特定健康診査を受信し、保健指導判定値に該当した方が対象者となる。そのため、性別にとらわれることはない。

【目標2】

(No.59/孫育て応援プロジェクト、No.67/ママ応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・チラシや配布資料に使用するイラストに性別の偏りが出ないように配慮した。

(No.61/子ども家庭在宅サービス事業（ショートステイ・トワイライト）/児童虐待対策担当課)

- ・リーフレットには性別意識にとらわれないものとし、男女の区別なく利用できるものにした。

(No.71/放課後子ども総合プランの推進（推）/子どもわくわく課)

(No.72/留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）（推）/子どもわくわく課)

- ・パンフレット等作成時には、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

(No.84/ひとり親家庭向け相談事業/子ども未来課)

- ・パンフレット作成にあたっては男女にとらわれない内容になるよう配慮した。

(No.88/生活困窮・ひとり親世帯等の小学生への学習支援事業/生活福祉課)

- ・チラシでは性別にとらわれないものを利用した。

(No.89/生活困窮・ひとり親世帯等の中学1、2年生への学習支援事業/子ども未来課)

- ・チラシ作成にあたっては男女にとらわれない内容になるよう配慮した。

(No.97/待機児童解消のための各保育サービスの充実（推）/保育課)

- ・保育園の入園案内や保護者説明会（保育園の指定管理への移行や耐震工事）の資料など、性別にと

られるような表現はなく、イラストには男女双方を描いている。

(No.98/延長、休日保育の拡充(推)/保育課)

- ・ 保育園の利用案内や事業チラシなど、性別にとられるような表現はなく、イラストなどは、男女双方を描いている。

【目標3】

(No.124/固定的役割分担にとられない保育活動/保育課)

- ・ 保育園で作成するチラシは、性別にとられるような表現は無いよう十分配慮している。

(No.127/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・ 児童等のイラストを掲載する際は、男女両方のイラストを使用し、身長差等の体格的な違いがないように配慮した。

(No.139/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

(No.152/北区区民大学の実施/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 受講者募集チラシ作成にあたって、文言・イラスト等性別にとられない表現に配慮した。

5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。

【目標1】

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 窓口や電話での相談やケース対応では、すべての事案に公平、平等に対応している。

(No.30/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・ 男女問わず同一の対応としている。

【目標2】

(No.83/ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業/子ども未来課)

- ・ 男性・女性関係なく同じ内容で実施できるよう考慮した。

(No.87/「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会/子ども未来課)

- ・ 男女関係なく地域で子どもを支えていくことを伝えていけるよう配慮した。

(No.94/子育て相談事業/子どもわくわく課)

- ・ 児童館職員に対して、専門相談員による研修を行い、相談者への対応の仕方をレクチャーした。

(No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談者への対応は男女で分けることなく、母親でも父親でも同じように対応した。

【目標3】

(No.123/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・ 子ども、保護者と明記し、性別を感じさせない表現とした。

(No.131/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 父親、母親いずれからの相談であっても差異をつけることなく、等しく対応した。

(No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ スクールカウンセラー研修などの場を通じて、相談者の性別、年齢、立場などで差異を付けることが無いよう、その都度確認を行い、基本に忠実な相談となるよう心掛けた。

(No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・ 訓練等では、口頭及び文字表現にて性別役割分担とならないよう配慮していた。

6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

【目標1】

(No.7/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)(No.11/母子緊急一時保護事業/生活福祉課)

- ・女性相談・母子相談は、性に起因する問題や相談者の心情に配慮する必要があるため、専門の婦人相談員・母子・父子自立支援員(女性)が対応している。

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・性的虐待事案のケースや身体的虐待事案で身体状況の確認を要する場合などでは、被虐待者と同性の職員を担当につけ、対応するようにしている。

【目標2】

(No.58/パパ応援プロジェクト(パパ講演会・パパスクール)(推)/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・男性児童館職員が従事することで、参加者の男性が話しやすい環境を整えた。

(No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・女子児童・生徒の健康面・身体面の相談の際には女性相談員が対応するように配慮した。

(No.107/就職支援講座(推)/産業振興課)

- ・女性参加者の健康相談等を受ける際、女性相談員が対応できるように体制を整えた。

【目標3】

(No.123/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・性同一性障害から起因するいじめもあり、当該学校に想定される児童・生徒がいると常に考え、教育活動を行うよう周知した。

(No.131/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・女子児童・生徒の健康面・身体面の相談の際には女性相談員が対応するように配慮した。

(No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・男性カウンセラーが女子児童、生徒の身体面を含んだ相談に応じる際には、女性の養護教諭や女性の担任教諭に協力を依頼するなどし、相談しやすい環境整備や配慮を心掛けた。

(No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・災害時、避難所生活等における女性の悩み相談に対応するため、女性による相談体制を構築している。

7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

【目標1】

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・虐待者、被虐待者とも男性もいれば女性もいて、区別することなく虐待防止に向けて対応している。

(No.41/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定健康診査・特定保健指導ともに個別性が高いため、会場設営等ではプライバシー保護の面からも十分配慮している。

【目標2】

(No.59/孫育て応援プロジェクト、No.67/ママ応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・講座内容について、性差による可能・不可能がでないよう配慮した。

(No.87/「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会/子ども未来課)

- ・講演会実施にあたり、勤労者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすくなるよう平日ではなく土曜日開催とし、保育付きで開催するなど配慮した。

(No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・母子家庭や父子家庭などの特別な事情以外はできるだけ、両親そろっての相談に応じるように心掛けた。

【目標3】

(No.127/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・掲載内容については、原則性別を限定する無いようがないため、女性・男性の双方に差異なく掲載内容の周知を行うことができた。

(No.131/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

(No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・母子家庭や父子家庭などの特別な事情以外はできるだけ、両親そろっての相談に応じるように心掛けた。

(No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・備蓄物資の推進は、女性、男性すべての年齢層等を視点にした物資計画とした。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.165/区民の男女共同参画に関する意識意向調査/男女いきいき推進課)

- ・自宅にいる時間が比較的少ない就業している男性・女性も回答しやすいようにWEBでの回答を可能にした。

8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

【目標1】

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・相談受付台帳に性別欄を設け、集計可能としている。

(No.41/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定健康診査・特定保健指導ともに、事業評価のために実績データを作成している。

【目標2】

(No.57/親育ちサポート事業(NP講座)/子ども未来課)

(No.58/パパ応援プロジェクト(パパ講演会・パパスクール)(推)/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・受講者アンケート、参加人数

(No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・参加者アンケートは、男女別のクロス集計も行っている。

【目標3】

(No.123/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・研修参加した教員からアンケートをとり、分析している。

9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

【目標1】

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・虐待防止センターのスタッフは男女の職員を配置し、協働で対応している。

(No.30/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・男女ともに必要な内容となるよう、指導主事が対応している。

(No.41/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・今後も、事業委託期間、事業関係機関と意見交換・情報共有を重ね、対象者に十分配慮しながら事業を推進していく。

【目標2】

(No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・講座での発表の際に、参加の少ない男性にも発表してもらう機会を設けた。

(No.71/放課後子ども総合プランの推進(推)/子どもわくわく課)

(No.72/留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)(推)/子どもわくわく課)

- ・各種行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、全ての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

(No.87/「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会/子ども未来課)

- ・子どもは男女問わず地域で支えていくという内容で講演会を実施した。

(No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・相談に應じる中で、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という男女の性役割にとらわれる両親の思考が柔軟になり、気づきにつながるような言葉がけを多くするよう心掛けた。

【目標3】

(No.135/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示資料の選定に際しては、女性男性の性別役割にとらわれず資料を選定し、一般の図書資料選定同様、展示の企画運営ともに男女職員により行った。

(No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・性別や年齢すべてを配慮した計画内容とした。

2. 令和元年度における重点取組内容

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題	取組	内容
1 配偶者暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力防止に関する啓発	配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を講座、情報誌等により、広く区民に向け意識啓発を行います。
2 男女の人権侵害防止への取組	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。
3 生涯を通じた心と体の健康支援	性差を考慮した情報提供	男女特有の疾病の予防・早期発見を図るため、講座や情報誌等による情報提供を行います。また、妊娠・出産等女性のライフステージに応じた知識・情報を提供します。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課題	取組	内容
1 仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等及び仕事と生活の両立に役立つ内容について、講座や情報誌等により、情報提供を行います。
2 子育てや介護を安心して行うための環境整備	介護のための離職防止・職場復帰等のための支援	家族の介護による離職防止のため、介護者や介護保険該当者へ介護保険制度の利用方法等をはじめとし、介護と仕事の両立に役立つ知識・情報等を早い段階から提供します。また、離職後の職場復帰のための情報提供等、介護者への支援に取り組みます。
3 働く場における男女共同参画の推進	セクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止啓発	企業及び従業員に対して、職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止について啓発を行います。また、庁内職員に対しても適切な研修等を実施します。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課題	取組	内容
1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	小・中学校、幼稚園、保育園での意識啓発	小・中学校、幼稚園、保育園の日常活動の中で、子どもたちに男女共同参画の考え方を身につけるよう配慮を行うとともに男女混合名簿やパンフレットなどを活用して、長期的な意識啓発に努めます。
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	町会・自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画推進	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座や情報を活用し、意識啓発を行います。
3 日常生活における男女共同参画の推進	男性に対する男女共同参画の意識啓発	男性にとっての男女共同参画の意義や取組に関して、講座等により意識の啓発を図ります。

計画を推進するためのしくみ

課題	取組	内容
1 区の推進体制の充実	区民ニーズの把握	事業実施後のアンケートやスペースゆう登録団体の交流会などから、区民ニーズを把握し、事業内容や新たな事業の検討につなげていきます。
2 区民・関係機関等との連携	大学、関係機関、地域団体、NPO等との課題解決	大学や各分野における関係機関や地域団体等との連携を強化し、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組みます。

第3章 男女共同参画苦情解決委員会の状況

1. 平成30年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況
2. 平成30年度北区男女共同参画苦情解決委員会の開催状況

1. 平成30年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

平成30年度の苦情等の申出は、0件でした。

2. 平成30年度北区男女共同参画苦情解決委員会の開催状況

日時：平成31年1月22日（火）10時から

議題：（1）苦情解決処理機関の23区状況について

（2）北区男女共同参画に関する意識・意向調査報告書について

（3）平成31年度組織改正について

（4）その他

■ 参考資料

- 東京都北区男女共同参画条例

東京都北区男女共同参画条例

(平成 18 年 6 月 30 日 条例第 43 号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的と

した、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - 一 区長の諮問に依りて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
 - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
 - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
 - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
 - 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

- 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

北区男女共同参画行動計画 第5次アゼリアプラン
事業実績報告書【平成30年度】

★発行 令和元年9月
北区総務部多様性社会推進課
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
03-3913-0161 (ダイヤルイン)

刊行物登録番号
31-1-060



東京都北区
パープルリボンシンボルマーク